

## 計画相談支援、障害児相談支援及び地域相談支援に関するQ & A

H24. 7. 9更新

No.	項目	質問	回答
1	計画相談支援	地域生活支援事業のみの利用者が計画相談支援の対象にならないのはなぜか。また、対象にならない(報酬が出ない)としてもサービス等利用計画を作成してよいか。	計画相談支援の対象者は障害者自立支援法において、障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者とで定められており、川崎市の判断で対象要件を拡大することはできません。ただし、本来は地域生活支援事業のみしか利用しない方についてもサービス等利用計画を作成することが望ましいため、特定相談支援事業者の判断で作成していただく分には差し支えありません。
2	計画相談支援 地域相談支援	計画相談支援のサービス担当者会議と地域移行支援の計画作成会議は、一体的に行ってもよいか。	計画相談支援と地域移行支援は同一事業者が一体的に実施することが望ましく、サービス担当者会議(サービス等利用計画作成のための会議)と計画作成会議(地域移行支援計画作成のための会議)を一体的に行っても差し支えありません。
3	計画相談支援 障害児相談支援	計画相談支援又は障害児相談支援を実施していた利用者が川崎市外に転出した場合、引き続き川崎市内の事業者が当該利用者に対して計画相談支援又は障害児相談支援を行うことができるか。	いずれかの市町村で特定相談支援事業者又は障害児相談支援事業者の指定を受けていれば、他市町村の利用者に対しても計画相談支援又は障害児相談支援を実施することができます(通常の事業の実施地域以外の地域であっても可)。
4	地域相談支援	地域移行支援の「障害福祉サービスの体験利用加算」と、生活介護や就労移行支援等の「障害福祉サービスの体験利用加算」の関係は。	<p>平成24年4月から、指定生活介護、指定自立訓練(機能訓練)、指定自立訓練(生活訓練)、指定就労移行支援、指定就労継続支援A型、指定就労継続支援B型及び指定療養介護(以下「指定生活介護等」という。)の報酬に、「障害福祉サービスの体験利用支援加算」が創設されました。当該加算は、指定障害者支援施設等において指定生活介護等を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定します。</p> <p>(1) 体験的な利用支援の利用日において昼間の時間帯における介護等の支援を行った場合        (2) 障害者福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合</p> <p>つまり、指定生活介護等の「障害福祉サービスの体験利用支援加算」を算定できるのは、あくまで入所施設又は療養介護事業所ということになります。</p> <p>【例】A障害者支援施設(日中は生活介護を提供)の入所者Bさんが、C一般相談支援事業所の支援を受けて、D生活介護事業所を体験利用する場合の報酬の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ A障害者支援施設⇒生活介護の「障害福祉サービスの体験利用加算」を算定。ただし、当該日の生活介護の本体報酬は請求できない。</li> <li>・ C一般相談支援事業所⇒地域移行支援の「障害福祉サービスの体験利用加算」を算定。原則として、当該加算分の報酬は、D生活介護事業所に委託料等の形で支払う。</li> <li>・ D生活介護事業所⇒C一般相談支援事業所から委託料等の形で体験利用に係る費用を受け取る。D生活介護事業所は生活介護の「障害福祉サービスの体験利用加算」を請求できないので注意。</li> </ul>

## 計画相談支援、障害児相談支援及び地域相談支援に関するQ & A

H24. 7. 9更新

No.	項目	質問	回答
5	計画相談支援	<p>従来の「サービス利用計画書」を作成している利用者について、新たに計画相談支援を実施する際には、利用者本人の意思を相談支援事業所が確認する必要があるのか。行政から何か通知はあるのか。</p> <p>また、計画相談支援に移行するのは、更新又は変更のタイミングか。それとも意思確認ができた利用者から隨時移行していくといつてよいのか。</p>	<p>平成24年7月以降、障害福祉サービスの更新に係る通知と併せて、サービス等利用計画作成に関するお知らせ文を利用者あてに送付します。相談支援事業所においては、今後障害福祉サービス等を利用する際にはサービス等利用計画案の作成が必要になる旨を利用者に御説明いただき、計画相談支援の利用についての意思確認をお願いいたします。</p> <p>また、計画相談支援は障害福祉サービス又は地域相談支援の申請(新規・更新・変更)を行なった方が対象となりますので、現に障害福祉サービス又は地域相談支援を利用している方について新たに計画相談支援を実施するには、更新又は変更のいずれかのタイミングになります。</p>
6	計画相談支援	<p>従来の「サービス利用計画書」を作成している利用者について、新たに計画相談支援を実施する際には、最初の3ヶ月は毎月のモニタリングが必要となるのか。</p>	<p>最初の3ヶ月間毎月モニタリングが必要になるのは、新規で訪問系サービスを利用する場合又は変更によりサービスの種類、内容若しくは量に著しく変動があった場合です。したがって、御質問のケースでは、サービスの種類、内容若しくは量に著しく変動がない限り、最初の3ヶ月間毎月モニタリングを行う必要はありません。</p>
7	計画相談支援 地域相談支援	<p>新規で地域移行支援と計画相談支援の支給決定を受けた利用者は、どの時点でモニタリングを行えばよいのか。計画相談支援の新規なのでサービス提供開始後最初の3ヶ月は毎月、地域移行支援の新規でもあるので地域移行支援開始後6ヶ月の時点で地域移行支援としてのモニタリングを行うのか。</p>	<p>利用するのは訪問系サービスではないので最初の3ヶ月間毎月モニタリングを行う必要はなく、地域移行支援の支給決定有効期間の終期月(地域移行支援開始後6ヶ月目)にのみモニタリングを行うことになります。</p>
8	計画相談支援	<p>平成24年7月1日付けで計画相談支援の支給決定を受けた利用者について、申請時点で川崎市指定様式のサービス等利用計画案を作成していないが、事業所独自のケアプラン及びウイークリープランは作成している。この場合、サービス等利用計画案、サービス等利用計画及びモニタリング報告書等の取扱い方法はどうなるのか(後日作成、提出するのか)。また、計画相談支援の報酬を請求してよいか。</p>	<p>本来であれば、サービス等利用計画案を参考にして支給決定を行うので、御質問のように支給決定時点でサービス等利用計画案を作成していない場合には、計画相談支援の対象とはなりません。</p> <p>ただし、平成24年7月から計画相談支援の対象を拡大することとしたこと、またその旨についての本市からの説明が6月下旬となってしまったことなどを踏まえ、平成24年7月1日付けで新規・変更・更新のいずれかの申請を行う利用者については、次のすべての条件を満たす場合には例外として計画相談支援の対象とします(報酬も請求して構いません)。</p> <p>(1) 6月中にサービス等利用計画案又はそれに準ずるもの(指定基準省令等においてサービス等利用計画案に記載すべきとされている事項をすべて記載していること。不足する事項がある場合には、すみやかにサービス等利用計画案を作成して保健福祉センター等へ提出すること。)を作成していること。</p> <p>(2) サービス担当者会議等の実施及びサービス等利用計画の作成等、指定基準省令に定める基準をすべて満たしていること。</p> <p>なお、サービス等利用計画及びモニタリング報告書については、原則として川崎市が指定する共通様式を使用するものとしますが、指定基準省令等において記載すべきとされている事項をすべて記載していれば、事業所独自の様式に代えても差し支えありません。</p>

## 計画相談支援、障害児相談支援及び地域相談支援に関するQ & A

H24. 7. 9更新

No.	項目	質問	回答
9	計画相談支援	<p>介護保険移行予定者(自立支援法サービスが市の支給基準を超過している方)について、要介護度が確定していないため、介護保険のプランが確定するまで、自立支援法サービスを暫定支給する場合の計画相談支援の取扱い方法はどうなるのか。</p> <p>(例) 7月上旬に65歳になる利用者。7月中旬に介護保険認定調査を実施し、要介護度が8月中旬に確定予定。確定後、介護保険プランを作成し、早くも9月1日付けで介護保険移行する。</p>	計画相談支援の本来の趣旨を踏まえると、例のような場合は必ずしも計画相談支援を実施する必要はないものと考えられますが、利用者が計画相談支援を希望する場合は、計画相談支援を実施しても差し支えありません。
10	計画相談支援 障害児相談支援	サービス等利用計画・障害児支援利用計画の様式について、計画の作成日の記載欄がないが、何度も変更をする利用者などの請求に支障があるので必要ではないか。	1枚目の左上に「計画作成日」という欄がありますので御活用ください。
11	計画相談支援 障害児相談支援	たびたび変更をかける利用者は、その都度受給内容が変わるので、市の台帳も変更されると思うが、タイムラグなどにより請求がはねられるおそれはないか。	計画相談支援及び障害児相談支援の受給内容は変更されないので、支障はありません。
12	計画相談支援 障害児相談支援	そもそも、モニタリングの時期を限定する理由は何か。決められていたとしてもずれてしまう利用者が出てくる心配がある。	障害者自立支援法施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第34条の54及び児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第25条の26の3において、モニタリング期間を定めることとされております。